

浜田市人権尊重推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、浜田市人権を尊重するまちづくり条例（令和5年浜田市条例第13号）第12条第5項の規定に基づき、浜田市人権尊重推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により、これを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、人権同和教育啓発センターにおいて処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この規則の施行の日以後又は委員の任期満了後最初に開かれる委員会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。